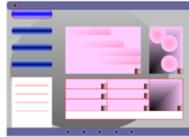
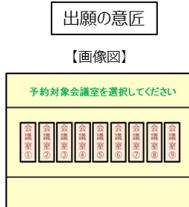


改訂意匠審査基準案に対する意見募集の結果と対応の方向性について(案)

No.	御意見の対象	改訂意匠審査基準案の内容について寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方	改訂意匠審査基準修正案
1	画像を含む意匠	<p><b>3.1 画像意匠</b>                      「審査官は、～また、機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」(事例後2段落目)との記載について、操作画像または表示画像であることとの要件の他に、「機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」であることが要件として必要との意図か。操作画像または表示画像に該当すれば十分とも読めるのではないか。</p>	<p>「機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」との記載は、意匠法上の意匠と判断しないものについて説明したものであり、「操作画像」や「表示画像」の何れにも該当しない「機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではない」コンテンツのみからなる画像は、意匠法上の意匠と判断しない旨を説明したものです。                      「機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」との記載の趣旨は上記のとおりですが、御意見を頂きましたように、記載の趣旨がわかりにくく、記載がなくとも運用上支障が無いことから、当該記載は削除することといたします。</p> <p>※右欄の項目のほか、他の項目においても「機器等の付加価値を高めるものではない」との記載がある箇所は、同様に修正</p>	<p><b>第IV部 第1章 画像を含む意匠 3.1 画像意匠</b>                      (中略)                      よって、審査官は、当該規定の趣旨に従い、以下の(1)又は(2)の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する。                      (1) 機器の操作の用に供される画像(以下、「操作画像」という。)                      (2) 機器がその機能を発揮した結果として表示される画像(以下、「表示画像」という。)                      審査官は、上記(1)及び(2)のいずれにも該当しない、<del>機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではない画像</del>、例えば、映画やゲーム等のコンテンツのみからなる画像については、意匠法上の意匠と判断しない。                      (後略)</p>
2	画像を含む意匠	<p><b>3.1 画像意匠</b>                      「操作画像に該当する画像の例」の「アイコン用画像」を意匠法の保護の対象とするのは不適切ではないか。                      アイコン自体は、いわゆる記号(または標章、著作物等)であり、「アイコン用画像」単体では、どのような用途・機能を持つアイコンなのか明確になっておらず、意匠を特定できない。                      「アイコン用画像」を意匠権として保護した場合、アイコンを創作・実施するたびに調査や権利化といった費用面の負担を強いることになり、本来取り組むべき創作行為が阻害されることになることを懸念する。</p>	<p>アイコン用画像についても、画像意匠として保護を受ける場合、6.1.1.1に記載の、意匠法上の画像意匠と認められるものであること、との要件を満たさなければなりません。そのため、願書の記載及び図面等の記載を総合的に判断しても、操作画像又は表示画像に該当すると認められない場合や、意匠が具体的であること等の登録要件を満たさなければ、拒絶の対象となります。                      頂いた御意見を踏まえ、アイコンの事例の下方に注意書きを追記いたします。</p>	<p><b>第IV部 第1章 画像を含む意匠 3.1 画像意匠</b>                      (中略)</p> <div data-bbox="1391 1050 2107 1305" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">&lt;操作画像に該当する画像の例&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>「商品購入用画像」 (ウェブサイトの画像)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「アイコン用画像」 (クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)</p> </div> </div> </div> <p>(後略)</p>

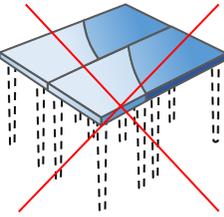
		仮に、「アイコン用画像」を意匠法の保護の対象となる画像とするのであれば、その用途・機能を明確にすべき。		
3	画像を含む意匠	<p><b>4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載</b></p> <p>&lt;適切な記載の例&gt;において、「”コンテンツ視聴” 操作用画像」、「”音量” 設定用画像」、「”数値” 入力用画像」は、意匠に係る画像の「用途の対象」が具体的に示されている一方、「情報表示用画像」、「取引用画像」及び「学習用画像」は、前記のものと比較して「用途の対象」が具体的に示されておらず、どの程度の記載であれば適切な記載となるかが分かりにくいいため、審査基準において&lt;不適切な記載の例&gt;も記載してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて、不適切な記載例も記載することといたします。</p> <p>なお、画像意匠については、4.1.2に記載したとおり、「操作画像として保護を受けようとする場合であって、「意匠に係る物品」の欄の記載及び図面からではどのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合」や、「表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみでは機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかでない場合」には、「意匠に係る物品の説明」の欄において具体的な説明を記載する必要があります。</p> <p>こうした運用に照らして、追記する不適切な記載例については、このような「意匠に係る物品の説明」の記載があった上でも、「意匠に係る物品」の欄の記載として不適切と判断されるもののみを記載することといたします。</p>	<p><b>第IV部 第1章 画像を含む意匠</b></p> <p><b>4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載</b></p> <p>画像意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途を明確に記載する。</p> <p>&lt;適切な記載の例&gt; 情報表示用画像、コンテンツ視聴操作用画像、取引用画像、学習用画像、音量設定用画像、数値入力用画像 など・・・</p> <p>&lt;画像用の部品等である場合の適切な記載の例&gt; インジケータ用画像、トグルボタン用画像、スクロールバー用画像、チェックボックス用画像、ツールバー用画像、ドロップダウンリスト用画像、テキストボックス用画像、プログレスバー用画像、アイコン用画像、タブ用画像 など・・・</p> <p>なお、上記の「～用画像」を「～用GUI」と記載した場合も適切な記載と取り扱う。</p> <p>また、「操作画像」、「表示画像」又は「GUI」との記載であっても、願書の「意匠に係る物品の説明」及び願書に添付した図面等の記載を総合的に判断し、「操作画像」については、どのような操作のための画像で、どのように操作するのか、また、「表示画像」については、機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかである場合には、適切な記載と取り扱う。</p> <p>&lt;不適切な記載例&gt; 画像意匠、画像 など・・・</p>
4	画像を含む意匠	<p><b>6.2.2.1 「両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること」</b></p> <p>冷蔵庫と画像意匠の事例は以下の印象を抱きやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両意匠はそれぞれ権利が成立する</li> <li>・画像意匠の意匠権の効力は冷蔵庫に使用する画像には及ばない。</li> </ul> <p>意匠に係る物品等が類似しないため意匠としては「非類似」となるが、以下についてより明確に理解できるよう修正を希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先後願関係にある場合に一方が拒絶される可能性</li> </ul>	<p>御意見を踏まえて、「冷蔵庫」の意匠、「電子メール送受信用画像」の意匠、及び、「電子メール送受信機能付き電子計算機」の意匠の事例において、留意すべき事項について注釈を加えることといたします。</p> <p>なお、利用関係（意匠法第26条）の規定の適用の可能性については、意匠登録出願の審査においては直接判断する事項ではないことから、意匠審査基準における記載は行わないこととさせていただきますが、意匠審査基準の説明テキスト等において注意喚起をさせていただくこととします。</p>	<p><b>第IV部 第1章 画像を含む意匠</b></p> <p><b>6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること</b></p> <p>(中略)</p> <p>【正面図】 【画像図】 【正面図】</p> <p>【意匠に係る物品】冷蔵庫 (物品の部分に画像を含む意匠) (用途及び機能) 食品、飲料等の冷蔵・メール送受信</p> <p>【意匠に係る物品】電子メール送受信用画像 (画像意匠) (用途及び機能) メール送受信</p> <p>【意匠に係る物品】電子メール送受信機能付き電子計算機 (物品の部分に画像を含む意匠) (用途及び機能) 情報処理・メール送受信</p> <p>(中略)</p>

		<p>・冷蔵庫の実施が画像意匠と利用関係になる可能性</p>		<p>このため、「電子メール送受信画像」の用途及び機能の共通性に比べ、冷蔵庫としての用途及び機能の有無の違いが大きいことから、両意匠は類似しないものと扱う（※なお、創作非容易性、拡大した先願の地位、先願の規定が適用可能か否かは別途判断する）。</p> <p>（注）「冷蔵庫」の意匠が「電子メール送受信画像」の意匠の出願前に公知となっている場合は、「冷蔵庫」の表示部に表された画像を画像意匠として新規性（及び創作非容易性）の判断の基礎とする資料として取り扱うことから、その後に出願された「電子メール送受信画像」の意匠は、新規性（又は創作非容易性）の要件に基づく拒絶の対象となり得る。</p> <p>「冷蔵庫」の意匠の出願が「電子メール送受信画像」の意匠の出願の先願である場合は、「電子メール送受信画像」の意匠は、意匠法第3条の2（先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外）の規定の適用の対象となる可能性がある。</p> <p>「電子メール送受信機能付き電子計算機」の意匠の出願が「電子メール送受信画像」の意匠の出願の先願である場合は、「電子メール送受信画像」の意匠は、意匠法第3条の2（先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外）及び意匠法第9条（先願）の規定の適用の対象となる可能性がある。</p> <p>「電子メール送受信画像」の意匠の出願が「電子メール送受信機能付き電子計算機」の意匠の出願の先願である場合は、「電子メール送受信機能付き電子計算機」の意匠は、意匠法第9条（先願）の規定の適用の対象となる可能性がある。</p>
5	<p>画像を含む意匠</p>	<p><b>6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること</b></p> <p>＜用途および機能が類似する例4＞について、「選択ボタン」との用語が共通した事例とすると、用語そのものの同一性や類似性が問われるかのような心象を持ち、誤った理解を誘導する可能性があることから、異なる用語を用いて表現したとしても機能および用途が類似すると明示することを望む。</p>	<p>御意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。また、画像を含む意匠の用途及び機能についての各類型判断事例に、判断の根拠を記載することといたします。</p> <p>※画像を含む意匠の用途及び機能の類否判断に関するすべての事例について、右の事例と同様に判断の根拠を記載。</p>	<p><b>第IV部 第1章 画像を含む意匠</b></p> <p><b>6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること</b></p> <p>＜用途及び機能が類似する例4＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>公知意匠</p>  <p>「商品在庫確認画像」</p> <p>（説明） 複数の縦長四角形状部は、商品の種類を表した<b>商品選択ボタン</b>であり、押すことで当該商品の在庫数を表す画面が表示される。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>出願の意匠</p> <p>【画像図】</p>  <p>【意匠に係る物品】会議室予約用画像 【意匠に係る物品の説明】（略）複数の縦長四角形状部は各会議室を表した<b>会議室を選ぶための図形</b>であり、<b>ここをクリック</b>することで当該会議室の予約状況を表示画面が表示される。</p> <p>※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「商品在庫確認画像」と「会議室予約用画像」とは、選択の対象が商品であるか、会議室であるかとの点において異なるが、複数の選択肢から一つを選択し、その情報を表示させる指示を与えるものである点で共通することから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。</p> </div>

6	<p><b>画像を含む意匠</b></p>	<p>3.1では、物品から離れた画像自体について、法文どおりに、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれかに該当することを要求しているのに対し、3.2及び3.3では、物品又は建築物の部分としての画像については、改正前の審査基準の表現を引き継いで、「画像を表示する物品・建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの」又は「画像を表示する物品・建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの」のいずれかに該当することを要求している。</p> <p>2019年（令和元年）改正意匠法において削られた旧2条2項は新2条1項に包摂されて、その趣旨はなお生きていると解するのであれば上記の審査基準は理解し得るが、新2条1項で物品の形状等、建築物の形状等又は画像を意匠として保護することを定めたのであるから、画像自体と別に、物品又は建築物の部分としての画像についての審査基準を設ける必要はないという整理もあり得るのではないか。</p> <p>また、画像自体と物品又は建築物の部分としての画像を区別するとしても、2条2項を削ったにもかかわらず、審査基準改訂案が、改正前の審査基準の表現を物品又は建築物の部分としての画像について引き継ぐのは、新2条1項の法文から読み取れる内容に沿ったものなのか疑問の余地がある。</p> <p>もし審査基準改訂案のように要件を書き分けるのであれば、「物品・建築物」と「機器」の関係を明らかにし、意匠該当性の判断において、具体的にいかに相違するのかを明確にすることで、利用者が画像を含む意匠をどちらで出願したらよいかを判断できるようにすべきではないか。</p> <p>なお、意匠の類否判断に関し、6.2.2.1では、「具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が類似すると判断する」と記載しているが、より分かりやすい記載にすることが望まれる。</p>	<p>令和元年の意匠法改正において第2条第1項を改正し、画像を広く意匠の定義に含めることとしたに伴い、第2条第2項で規定されていた操作画像は、「当該物品と一体として用いられる物品に表示されるもの」を除き、第2条第1項の「物品（物品の部分を含む）の形状等」に包摂されています。</p> <p>当該第2条第1項に包摂された、物品の部分としての画像を含む意匠に該当するためには、物品の一部と認められるものでなければならないことから、従来どおり、①当該物品自体に表示される画像であること、及び②当該物品に記録された画像であること、との要件を満たしたものである必要があります。また、改正により新たな保護対象となった建築物に関して、建築物の部分としての画像を含む意匠に該当するためには、同様に、①当該建築物自体に表示される画像であること、及び②当該建築物に記録された画像であること、との要件を満たしたものである必要があります。</p> <p>上記①及び②の要件を満たしたものである必要がある点で、物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠と改正後の意匠法第2条第1項において新たに意匠法の定義に加えられた「画像」自体の意匠とは異なっていることから、これらについて、別個に審査基準を設ける必要があります。</p> <p>「物品・建築物」と「機器」の関係を明らかにし、意匠該当性の判断において、具体的にいかに相違するのかを明確にすることで、利用者が画像を含む意匠をどちらで出願したらよいかを判断できるようにすべきではないか」と御指摘いただいた点については、意匠審査基準上の項目立てを修正するとともに、意匠該当性要件に係る記載を修正し、明確化いたします。また、出願人の出願方法についてのご案内については、必要に応じ、ガイドライン等において公表する方向とさせていただきます。</p> <p>類否判断に関し、「具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が類似すると判断する」との記載を、より分かりやすい記載にすべきとのご要望につきましては、当</p>	<p><b>第IV部 第1章 画像を含む意匠</b> （項立てを以下のように修正）</p> <p>3.1 画像意匠</p> <p>3.2 物品等の部分に画像を含む意匠</p> <p>3.2.1 物品の部分としての画像を含む意匠</p> <p>3.2.2 建築物の部分としての画像を含む意匠</p> <p><b>第IV部 第1章 画像を含む意匠</b></p> <p><b>6.1.2.1 意匠を構成するものであること</b></p> <p>物品等の部分に画像を含む意匠と認められるためには、（画像の表示された）物品又は建築物自体が意匠を構成するものでなければならない。</p> <p>意匠を構成するための要件については、第III部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」を参照されたい。</p> <p>物品又は建築物の意匠は、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であることから、物品又は建築物の意匠の一部を構成する画像と認められるためには、画像がその物品又は建築物を構成するものでなければならない。よって、すなわち、「画像意匠」の場合と異なり、物品又は建築物の意匠の一部を構成する画像と認められるためには、①その物品又は建築物に記録された画像であり、かつ、②その物品又は建築物の表示部に表示されているものであること、との要件を満たしたものである必要がある。</p> <p>したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、意匠登録を受けようとする物品又は建築物に接続された別の物品に記録された画像を表示したものは、その物品又は建築物の部分としての画像とは認められない。</p>
---	-----------------------	--	---	---

			該記載が、裁判例においても用いられ、用途及び機能の類否判断の基礎となる考え方を示したものと浸透してきたものであることから、意匠審査基準上の記載はこのままとさせていただきます。	
7	画像を含む意匠	結論として賛成だが、一部の表現や語句の修正を希望。  項目の立て方について、3. 1を「画像意匠」、3. 2を「物品等の部分に画像を含む意匠」として「物品の部分としての画像を含む意匠」及び「建築物の部分としての画像を含む意匠」を含めるべき。	頂いた御意見を踏まえて、項立てを変更いたします。	<b>第IV部 第1章 画像を含む意匠</b> (項立てを以下のように修正) 3.1 画像意匠 3.2 物品等の部分に画像を含む意匠 3.2.1 物品の部分としての画像を含む意匠 3.2.2 建築物の部分としての画像を含む意匠
8	建築物の意匠	<b>5.1「意匠に係る物品」の欄の記載</b> 建築物の一部、特に内部の一室などを表した意匠の出願をする出願人が、建築物でなく誤って部分を表す用語(浴室、サウナ室など)を記載し、「建築物」の意匠ではなく「物品」の意匠として出願してしまうことがないよう、5.1又は5.2において、建築物の一部について出願する場合には、意匠に係る物品の欄には、その建築物の一部を記載するのではなく、建築物全体を示す用語を記載すべき旨を、望ましくは事例を挙げながら説明してほしい。	御意見を踏まえて、5.1に、建築物の内部を意匠登録を受けようとする部分とする場合についての記載を追加いたします。	<b>第IV部 第2章 建築物の意匠</b> <b>5.1「意匠に係る物品」の欄の記載</b> 建築物の意匠について意匠登録出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途を明確に記載する。 なお、様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。 <u>また、建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合、「意匠に係る物品」の欄には、意匠登録を受けようとする部分の用途ではなく、建築物の用途を記載し、願書のその他の記載や図面等の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が明らかではない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。例えば、住宅の浴室の部分について意匠登録を受けようとする部分とする場合、「意匠に係る物品」の欄には、「浴室」ではなく、「住宅」と記載する。</u>
9	建築物の意匠	<b>6.2.2 建築物の意匠の類否判断における観察方法</b> 意匠審査基準改訂案では、類否判断における観察方法として「グラウンドレベルからの肉眼による観察」が規定されている。しかし、「グラウンドレベル」については建築図面における定義と同様であるか不明確であるため、「グラウンドレベル」の定義を明確化してほしい。	「グラウンドレベル」との記載は、建築図面におけるグラウンドレベル(地盤面 ground level; ground line 建築物の建つ土地の表面。: 建築学用語辞典 日本建築学会編 岩波書店発行)の意として記載しておりましたが、ここで意図していたのは需要者の通常の観察の視点であり、この点がよりわかりやすいものとなるよう、表現を変更いたします。	<b>第IV部 第2章 建築物の意匠</b> <b>6.2.2 建築物の意匠の類否判断における観察方法</b> 建築物の意匠は、人の身体の大きさを大きく超えるものが多いことから、類否判断のための意匠の観察にあたっては、建築物の外部については人が地面に立った視点でのグラウンドレベルからの肉眼による観察を、内部については通常の利用状態における肉眼による観察を基本としつつ、建築物の一部に接近した視点で細部を観察するなど、一の視点に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

10	建築物の意匠	<p><b>6.2.3 用途及び機能の類否判断 (2) 建築物と物品の用途及び機能の判断</b></p> <p>「組立家屋」の説明における「土地に定着したものであるか否かとの点において異なるものの、」の部分について削除してほしい。また、「組立家屋」についての注意書きにおいて「土地に定着する建築物の意匠と異なり、」の部分について削除してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、第IV部第2章6.2.3(2)において、組立家屋に関して記載された説明の一部を削除いたします。</p>	<p><b>第IV部 第2章 建築物の意匠</b></p> <p><b>6.2.3(2) 建築物と物品の用途及び機能の類否判断</b></p> <p>建築物の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。</p> <p>よって、例えば、建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」(注)については、<del>土地に定着したものであるか否かとの点において異なるものの、</del>人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。</p> <p>(注)「組立家屋」とは、<del>土地に定着する建築物の意匠と異なり、</del>市場で流通する動産であって、意匠法上の「物品」に該当するもの。</p>
11	建築物の意匠	<p>審査基準案では、「建築物の意匠」の審査における考え方が広く説明されており、内容に概ね賛成である。</p> <p>しかしながら、「建築物の意匠」は法改正により新たに保護対象に追加されるものであるから、これまで意匠制度に馴染みのなかった新規のユーザーの参入が想定され、既存のユーザーにとっても、実務面でこれまでと異なる対応が求められる。</p> <p>このような事情を考慮して、事例を拡充するなど、ユーザーフレンドリーの観点から審査基準案で示した内容のさらなる明確化が望まれる。具体的には、以下の点について検討されたい。</p> <p>[1] 4.6に記載の「プロジェクターの開示」及び4.7「建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様が表示されている場合の一意匠の考え方」について</p> <p>プロジェクターが開示されていない場合は、審査において、「建築物等に固定されていること」を確認することが望ましい。</p> <p>[2] 6.2.3(1)に記載の「土木建造物は様々な固有の用途を持つ」について</p> <p>ここでいう土木建造物の「固有の用途」は、「人がその内部に入り、一定時間を過ごす」こと以外の用途を意味することを明記すべき。</p>	<p>[1] について</p> <p>プロジェクターの開示がなくても、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定したものと判断できる場合に、プロジェクターの開示はなくてもよいということを意図しており、御意見を踏まえて、その点が明確になるように、記載を修正いたします。</p> <p>[2]、[3] について</p> <p>御意見を踏まえて、該当箇所を修正いたします。</p>	<p><b>第IV部 第2章 建築物の意匠</b></p> <p><b>4.6 建築物に画像が表示されている場合の一意匠の考え方</b></p> <p>(中略)</p> <p>建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定したプロジェクター等によって建築物の内外壁や天井等に投影された画像も同様に、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。<u>なおこの場合、プロジェクター等自体が外観に現れない場合であって、プロジェクター等の開示がなくても、当該画像が建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定したプロジェクター等によって投影された</u>と判断される場合には、必ずしもその位置等が開示されていなくてもよい。</p> <p>(中略)</p> <p><b>4.7 建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様又は色彩が表示されている場合の一意匠の考え方</b></p> <p>審査官は、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定した照明器具を点灯させることによって建築物の内外壁等に模様又は色彩が表示されている場合は、建築物自体の模様又は色彩と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。<u>なおこの場合、光源自体が外観に現れない場合であって、照明器具の開示がなくても、当該模様又は色彩が建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定した照明器具によって投影された</u>と判断される場合には、必ずしもその位置等が開示されていなくてもよい。</p> <p><b>第IV部 第2章 建築物の意匠</b></p> <p><b>6.2.3(1) 建築物の意匠同士の用途及び機能の類否判断</b></p> <p>(中略)</p> <p>例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」のように、人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で、用途及び機能に共通性があるものは、それらの建築物の用途及び機能は類似すると判断する。</p> <p>他方、例えば土木建造物においては、橋梁のように河川等の上に道路や鉄道等を通したり、電波塔のように放送や通信のための電波を送信す</p>

		<p>[3] 6.3.3.1(g)「物品等の枠を超えた構成の利用・転用」について</p> <p>「ほとんどそのままの形状等で種々の物品等に利用・転用」とあるが、「…建築物に利用・転用」とすべき。</p>		<p>るなど、人がその内部に入り、一定時間を過ごすこととは異なる様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断する場合や、土木構造物同士であっても、用途及び機能が類似しないと判断する場合があるも考えられる。</p> <p><b>第IV部 第2章 建築物の意匠</b>  <b>6.3.3.1 ありふれた手法の例</b>  (中略)  (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用  既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の建築物物品等に利用・転用することをいう。</p>
12	組物の意匠	<p><b>3. 組物の意匠の審査における具体的な判断</b>  結論として賛成。3.2「同時に使用される二以上の物品等であること」において「現実同一の時刻にすべての構成物品が使用されるものである必要はなく」と記載され、「同時に使用される」の判断基準が明確になっており評価できるが、一部記載について意見を述べる。</p> <p>①3.3.1(2)「模様による統一がある場合」【事例1】一組の収納棚セットについて、一の物品と思われるため、事例としては不適切である。</p> <p>②3.3.2(1)「形状による統一がある場合」【事例2】一組のテーブルセットについて、形状の統一感がある(一つのまとまりがある)とはいい難いので、事例としては不適切である。</p>	<p>①及び②について  御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p>	<p><b>第IV部 第3章 組物の意匠</b>  <b>3.3.1 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合の例</b>  (2) 模様による統一がある場合  【事例1】一組の収納棚セットを修正</p>  <p><b>3.3.2(1)「形状による統一がある場合」</b>  【事例2】一組のテーブルセットを削除</p> 
13	内装の意匠	<p><b>2. 内装の意匠の審査における基本的な考え方</b>  「審査官は、…物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行う。」として、建築物の意匠と共通した審査を行うとはされていないが、これはなぜか。  「物品の意匠や画像の意匠及び建築物の意匠」とすべきだと考える。</p>	<p>「第IV部 第2章 建築物の意匠」及び「第IV部 第4章 内装の意匠」においては、それぞれ建築物、内装の意匠特有の事項について記載した章のため、ご指摘の部分について、建築物の意匠と共通した審査を行うとは特段記載しておりませんでした。  また、「物品の意匠や画像の意匠」と記載したのは、現行法において保護対象とし、既に運用実</p>	<p><b>第IV部 第4章 内装の意匠</b>  <b>2. 内装の意匠の審査における基本的な考え方</b>  審査官は、内装の意匠を審査する際、基本的には、第II部及び第III部に記載された各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行う。</p> <p><b>第IV部 第2章 建築物の意匠</b>  2. 建築物の意匠の審査における基本的な考え方</p>

			<p>績のある代表的な意匠として記載しておりました。</p> <p>御意見をふまえ、疑義を招くおそれがある記載のため、当該記載を削除する修正をいたします。</p> <p>併せて、同様の記載がある「第IV部 第2章 建築物の意匠」においても、同じ修正をいたします。</p>	<p>審査官は、建築物の意匠を審査する際、基本的には、第II部及び第III部に記載された各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行う。</p>
14	<p><b>内装の意匠</b></p>	<p><b>4.2 図面等の記載における一意匠の考え方</b></p> <p>「空間を仕切る壁などに分断されることのない、物理的に一続きの空間に係るもの」(4行目)と記載されている。</p> <p>この表現では、透明なパーテーションで仕切られた空間(全面ガラス張りのミーティングルームや喫煙ルーム)も「物理的」に分断され一意匠とは認められないことになるが、「視覚的」(美感として)には分断されず連続している。「壁等で分断されない」という表現が意図するところ(「一つの空間として認識できない」ということだと理解しております)を伝えていないように感じる。「物理的」という表現を再検討していただきたい。</p>	<p>御意見をふまえて、当該記載を右記のとおり修正いたします。</p>	<p><b>第IV部 第4章 内装の意匠</b></p> <p><b>4.2 図面等の記載における一意匠の考え方</b></p> <p>審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において表されたものが、一の内装の意匠に該当するか否かを判断する際は、当該内装の意匠が、物理的に一続き一の空間に係るものであるか否かとの観点から検討する。一の意匠として一の出願に含めることができるのは、<u>原則として、内装の意匠が、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものである。</u>他方よって、審査官は、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。<u>ただし、空間を仕切る当該壁等が、例えば透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の空間として取り扱う。</u></p> <p>このような一の空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。</p> <p>他方、審査官は、<u>物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。</u></p> <p>ただしまた、審査官は、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるととも、形状等が一体的に創作がなされたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱う。</p>
15	<p><b>内装の意匠</b></p>	<p><b>5.5 特徴記載書</b></p> <p>「審査官は、特徴記載書が提出されている場合は、これを参考にしつつ審査を進める」について</p> <p>特徴記載書において内装デザインの特徴として記載される統一的な創作思想、素材の特徴、照明の特徴などが、登録性の審査において参考として、十分考慮されることを具体的に明記してほしい。</p> <p>改訂版の「内装の意匠」関連部分には、5.5 特徴記載書「審査官は、特徴記載書が提出されている場合は、これを参考にしつつ審査を進める。」と記載があり、「内装意匠」の場合は、登録要件として、内装全体として統一的な美観を起こさせるものであることが必要であり、その</p>	<p>御意見をふまえて、当該記載を右記のとおり修正いたします。</p>	<p><b>第IV部 第4章 内装の意匠</b></p> <p><b>5.5 特徴記載書</b></p> <p>審査官は、<u>出願された内装の意匠の創作に関する、出願人の主観的意図等を記載した特徴記載書が提出されている場合は、これを参考としつつ審査を進める。</u>意匠の認定の基礎となる資料については、「第II部第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定 1. 概要」をご参照されたい。</p>

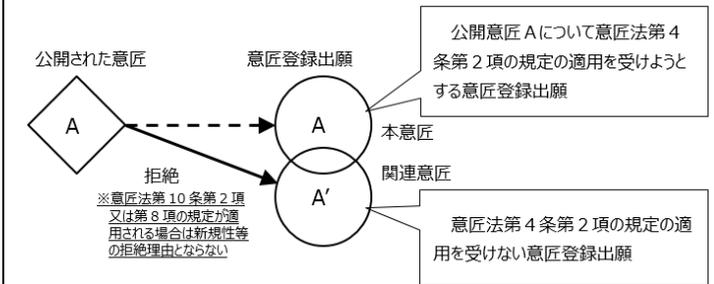
		ためには、統一的な創作思想、素材の特徴、照明の特徴など意匠の特徴が、登録要件の審査で十分考慮されることが重要なため、その点を明記してほしい。		
16	内装の意匠	<p><b>6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること</b></p> <p>改正意匠法第8条の2に記載されている「内装の意匠」の保護対象に「自動車の内装」を含めることについて</p> <p>今後、高速バス以外の自動車においても、移動手段のみならず簡易店舗やオフィスなどをも含む多目的空間を提供するモビリティへ進化することが考えられるので、自動車の内装においても、改正意匠法第8条の2の「内装の意匠」の保護対象であることを審査基準に明記し、『6.2.3 (3)内装の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断』に記載される様に、用途及び機能においては詳細な比較ではなく「共通性」を以て判断されることを望む。</p>	<p>御意見のとおり、自動車であっても、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものは、内装の意匠に該当します。</p> <p>御意見をふまえて、自動車も「その他の施設」に該当することが明らかとなるよう、「各種の車両」との記載を追加いたします。</p>	<p><b>第IV部 第4章 内装の意匠</b></p> <p><b>6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること</b></p> <p>(1) 店舗、事務所その他の施設に該当すること (中略)</p> <p>また、上記要件を満たす場合は動産を含む。例えば、組み立て式の簡易店舗や事務所、<u>鉄道各種の車両</u>や旅客機、客船の内装などが該当する。</p>
17	内装の意匠	<p><b>6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること</b></p> <p>意匠審査基準改訂案において、『その他の施設』の要件を満たす場合は動産を含むため、鉄道車両や旅客機、客船に限らず、自動車の内装も要件を満たす場合は該当することを明記いただくことを望む。</p>		
18	内装の意匠	<p>4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方及び5.1「意匠に係る物品」の欄の記載</p> <p>二以上の内装意匠の用途を「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合、二以上の意匠を含むものとする一方、従属的に併設している場合、主たる用途又は当該施設自体の用途を「意匠に係る物品」に記載し、従属的な用途を「意匠に係る物品の説明」で説明することは認めるものとしている。</p> <p>複合的な用途の空間デザインで、主従をつけることが難しく、どちらかを主として「意匠に係る物品」に記載した場合の、審査での影響、権</p>	<p>同一空間の複合用途の内装を、主従なく創作した場合について、</p> <p>「第IV部 第4章 内装の意匠 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載」中、「一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途又は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明すればよい。」と記載し、各用途に主従がない場合は、当該施設自体の用途を記載する旨を記載しておりました。</p> <p>御意見をふまえて、その旨を明確化するため、当該記載を右記のとおり修正いたします。</p>	<p><b>第IV部 第4章 内装の意匠</b></p> <p><b>5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載</b></p> <p>ただしまた、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途、又は各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明すればよい。</p>

		利範囲への影響も不透明であるので、その差を明確にしてほしい。 また、同一空間の複合用途の内装を、主従なく創作した場合の、「意匠に係る物品」「意匠に係る物品の説明」の記載例について明示してほしい。		
19	内装の意匠	<p>審査基準案の内容に概ね賛成であるが、ユーザーフレンドリーの観点から審査基準の内容のさらなる明確化が望まれる。具体的には、以下の点について検討されたい。</p> <p>[1] 6.1.1.2 (1)「意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」及び4.6「建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方」について 本要件でいう「内装の意匠」を構成する「画像」は、意匠法上の意匠である「画像」である点で、「建築物」の意匠における（建築物の模様として評価される）「画像」とは異なることについて特記し、注意喚起することが望ましい。</p> <p>[2] 6.3.6.7「物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠」の事例について 【事例1】及び【事例2】が挙げられているが、これらはいずれも「著名」である先行モチーフに限るものかについて疑問がある。引例に著名性が必要であるか否か、著名であることを要する場合はその必要について説明してほしい。</p>	<p>[1] について 第IV部第2章「建築物の意匠」4.6「建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方」の項目における「画像」については、意匠法上の「画像」であり、内装の意匠の章に記載した「画像」と異なるところはございません。4.6「建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方」の項目における「画像」との記載が、意匠法上の「画像」であることが明確となるよう、記載を追加いたします。</p> <p>[2] について 御意見をふまえ、当該「著名な」との記載を「公知の」との記載に修正しました。</p>	<p><b>第IV部 第2章 建築物の意匠</b> <b>4.6 建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方</b> 審査官は、建築物及びそれに附随する範囲内の土地に固定した画像表示器等の表示部に意匠法上の画像が表示されている場合は、建築物の付属物と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。 (後略)</p> <p><b>第IV部 第4章 内装の意匠</b> <b>6.3.6.7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠</b> 【事例1】著名な公知の漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したものの 【事例2】著名な公知のおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したものの</p>
20	内装の資料	<p>8.2「内装の意匠の分割」について 内装の意匠の分割について、審査基準案においては、「意匠登録出願の分割に関する取扱いは、 第VIII部第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい」とあるが、内装の意匠は、今般の法改正で新設されたものでありかつ、複数物品を含むことが要件となっているため、従前の審査基準の判断を当てはめるのが難しいと思われる。</p>	<p>内装の意匠の分割について、意匠法第8条の2の要件を満たしたものは、一の内装の意匠であるため分割はできない旨の記載を「第IV部第4章内装の意匠」及び「第VIII部 第1章 意匠登録出願の分割」の章に、それぞれ追加しました。 これをふまえ、御意見にある①～③について、いずれも意匠法第8条の2の要件を満たさず、二以上の意匠が含まれると認められた場合は、いずれも分割が可能です。</p>	<p><b>第IV部 第4章 内装の意匠</b> <b>8.2 内装の意匠の分割</b> 内装の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、意匠法第8条の2に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。 なお、その他の判断基準については、第VIII部「特殊な出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。意匠登録出願の分割に関する取扱いは、第VIII部第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。</p>

		<p>そこで審査基準、審査便覧、Q&amp;A等において分割が認められるケース、認められないケースの具体例を掲載することを希望する。 例えば、以下のケースで分割は可能か示してほしい。</p> <p>①出願意匠が、「建築物の内装と、外装（内装の一部とは認められないもの）」を含む場合、外装部分を「建築物」の意匠として分割できるか？</p> <p>②出願意匠が、「松竹梅」のモチーフにより統一感が生じている内装意匠であるとき、この中に「動物（ネコ等）」を模した物品（椅子等）または画像（何らかの機能を有する）が含まれていたら、その物品または画像を分割できるか？</p> <p>③出願意匠が、同じ建築物の中の隣接した位置にある「和風の内装」と「洋風の内装」（明らかにテイストが異なる）を含む場合いずれか一方を、「内装」の意匠として分割できるか？</p>		<p><b>第Ⅷ部 第1章 意匠登録出願の分割</b></p> <p><b>3. 適法な意匠登録出願の分割の手續とは認められない場合の例</b></p> <p>(1) 意匠ごとに出願され、意匠法第7条に規定する要件を満たしている意匠登録出願を、その物品を構成する部品ごとに分割した場合</p> <p>(2) 意匠法第8条に規定する要件を満たしている組物の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合</p> <p>(3) 意匠法第8条の2に規定する要件を満たしている内装の意匠の意匠登録出願を、構成物品等ごとに分割した場合</p> <p><del>(3.4)</del> 分割による新たな意匠登録出願が、もとの意匠登録出願の最初の願書の記載及び願書に添付した図面等により表された意匠の範囲外のものを要旨とするとき、つまり、新たな意匠登録出願に表された意匠がもとの意匠登録出願に含まれていた二以上の意匠のいずれからみても要旨を変更するものである場合</p> <p><del>(4.5)</del> 一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願に分割した場合</p>
21	内装の意匠	<p>内装の意匠の分割について 意匠審査基準「第4部第4章内装の意匠の分割」をみますと、「第8部第1章意匠登録出願の分割」を参照と記載されているが、「第8部第1章意匠登録出願の分割」には、内装の意匠に特化した記載がない。今後、内装の意匠について記載が追加されるのか。</p>	<p>内装の意匠の分割について、意匠法第8条の2の要件を満たしたものは、一の内装の意匠であるため分割はできず、特段の留意事項はないとして「第Ⅷ部第1章意匠登録出願の分割」の記載を参照するよう記載しておりましたが、御意見をふまえ、この旨の明確化及び組物の意匠に関する記載とのバランスを考慮し、「第Ⅳ部第4章 内装の意匠」及び「第Ⅷ部 第1章 意匠登録出願の分割」の章に、それぞれ記載を追加しました。</p>	
22	関連意匠	<p><b>3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等</b></p> <p>(3)は、意匠法第10条第2項及び第8項が意匠法第4条第3項（書面及び証明書の提出）の免除を規定していないことに鑑み、関連意匠の出願が公開意匠の公開後1年を過ぎた場合に限定すべき。そうでないなら、第Ⅲ部 第3章「新規性喪失の例外」5.2.2との関係を見直すべき。</p>	<p>意匠法第10条第2項及び第8項は、新規性喪失の例外と同様の効果を生じますが、新規性喪失の例外の規定とは異なる規定となります。基礎意匠等に基づき意匠法第10条第2項又は第8項の規定の適用を受けるための要件を満たす自己の意匠について、その後の関連意匠に新規性喪失の例外の規定の適用の請求をしていないことに基づき意匠法第10条第2項又は第8項の規定の適用をしないことは、条文にも規定されておらず適切ではありません。</p> <p>なお、御意見を踏まえて、第Ⅲ部 第3章「新規性喪失の例外」5.2.2については、改正後の関連意匠制度との関係について一部記載を追加・修正いたします。</p>	<p><b>第Ⅲ部 第3章 新規性喪失の例外</b></p> <p><b>5.2.2 本意匠である意匠登録出願Aについては、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠Aを記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願A'については、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための所要の手續をしなかった場合における、意匠登録出願A'についての公開意匠Aの取扱い</b></p> <p>関連意匠の意匠登録出願A'については、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための所要の手續がなされていないのであるから、公開意匠Aを公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことはできない。</p> <p>したがって、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠Aに類似する意匠登録出願A'の意匠は、意匠法第3条第1項第3号に該当し意匠登録を受けることができない。</p>

なお他方、関連意匠の意匠登録出願A'において、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための手続をし、公開意匠Aを「証明する書面」に記載して所定の要件を満たした場合は、意匠法第4条第2項の規定を適用し、公開意匠Aについて公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

なお、公開意匠Aが意匠法第10条第2項又は同第8項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録出願A'の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（第V部「関連意匠」3.7「新規性及び創作非容易性の要件の規定の適用について」参照）。

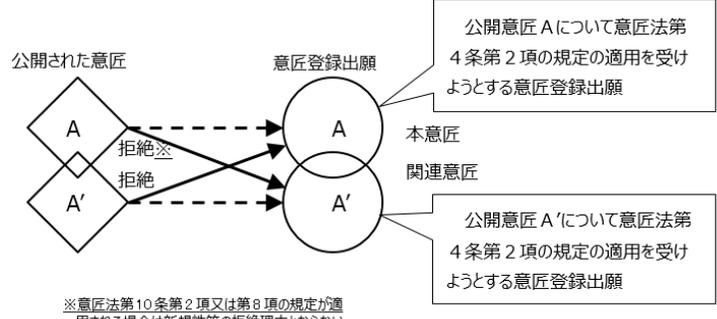


5.2.3 相互に類似する意匠A及び意匠A'が意匠登録出願前に公開され、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願A及び意匠登録出願A'がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い

両出願の意匠が本意匠と関連意匠の関係にあるか否かにかかわらず、意匠登録出願Aについて、意匠法第4条第2項の規定の適用により公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠Aのみであり、同様に、意匠登録出願A'について、意匠法第4条第2項の規定の適用により公知意匠に該当するに至らなかったものとみなすことができる意匠は、「証明する書面」に記載された公開意匠A'のみである。

したがって、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠A'に類似する意匠登録出願Aの意匠、及び、その出願前に公知意匠に該当するに至った公開意匠Aに類似する意匠登録出願A'の意匠は、いずれも意匠法第3条第1項第3号の意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。

なお他方、意匠登録出願A及び意匠登録出願A'において、それぞれ公開意匠A及び公開意匠A'を「証明する書面」に記載し、所定の要件を満たした場合は、いずれも公開意匠A及び公開意匠A'について、意匠法第4条第2項の規定を適用し、公知意匠に該当するに至らなかったものとみなす。

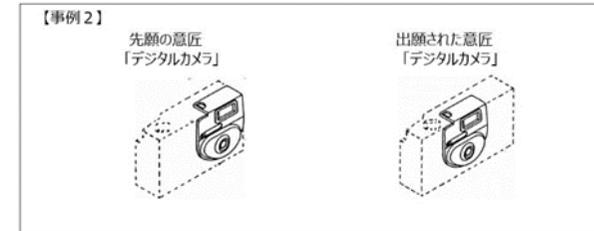
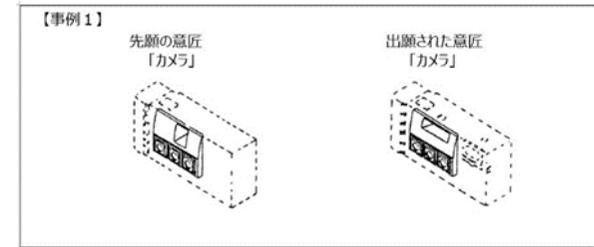
				<p>なお、公開意匠 A が意匠法第 10 条第 2 項又は同第 8 項の規定の適用がなされるものである場合は、意匠登録出願 A' の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（第 V 部「関連意匠」 3.7 「新規性及び創作非容易性の要件の規定の適用について」参照）。</p>  <p>公開された意匠</p> <p>意匠登録出願</p> <p>公開意匠 A について意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願</p> <p>本意匠 関連意匠</p> <p>公開意匠 A' について意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願</p> <p>※意匠法第 10 条第 2 項又は第 9 項の規定が適用される場合は新規性等の拒絶理由とならない</p>
23	<p>意匠ごとの出願</p>	<p><b>第 II 部 第 2 章 「意匠ごとの出願」</b> 結論として賛成である。ただし、以下の点について、確認と再検討をしてほしい。</p> <p>2. 1 「二以上の物品等を表したものであるか否かの判断」について</p> <p>[1] 2. 1 (1) ② (イ) 「社会通念上一体的に実施がなされるものである場合」の記載は、現実には実施がなされるものに限らず、「実施がなされうるもの」とするべきである。</p> <p>[2] 2. 1 (2) 「一の物品等と判断するものの例」について</p> <p>①【事例 6】及び【事例 7】の四角枠内の説明において、「一体的に流通がなされるものであり」の記載は、「一体的に流通がなされうるものであり」に修正することを検討されたい。</p> <p>②【事例 1】～【事例 7】の四角枠内の説明において、それぞれ、「(1) 二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方」の「①」「② (ア)」「② (イ)」「③」のうち、どの考え方に基づく判断なのかを明</p>	<p>[1] について 御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>[2] ①について 御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>[2] ②について 各事例がそれぞれ①から③のどのような考え方に基づいて判断したものであるか、各事例の四角枠内の説明において記載していますが、御意見を踏まえて、当該記載箇所が明確となるよう、該当する部分に下線を加えることといたします。</p>	<p><b>第 II 部 第 2 章 意匠ごとの出願</b></p> <p><b>2.1 二以上の物品等を表したものであるか否かの判断</b> (中略)</p> <p><b>(1) 二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方</b></p> <p>① 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、審査官は一の物品等であると判断する。</p> <p>② 当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、審査官は、それらの点も補完的に考慮して、一の物品等であるか否かを判断する。</p> <p>(ア) 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形状等において密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形状等としてのまとまりがある場合</p> <p>(イ) 社会通念上一体的に実施がなされる得るものである場合</p> <p>③ 複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合は、審査官は二以上の物品等と判断する。</p> <p>ただし、社会通念上一体的に流通がなされうる得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、審査官は、一の物品等であると判断する。</p> <p><b>(2) 一の物品等と判断するものの例</b> 【事例 1】「容器付き固形のり」(図略)</p>

	<p>確することで、ユーザーにとってより分かりやすい説明になるので、これを検討されたい。</p>		<p>※一般に固形のりを手につかないように塗布したり、乾燥することを避け保管したりするためには容器に入れることが必要であり、<u>社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められることから、審査官は一の物品と判断する。</u></p> <p>【事例2】「トランプ」(図略)  ※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの13枚4組(1~10の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の13枚からなる)にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、<u>社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、審査官は一の物品と判断する。</u></p> <p>【事例3】「容器付きゼリー」(図略)  ※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、<u>一の特定の用途及び機能を果たすために必須とまではいえないが、透明容器とその外方から視認可能な複数色からなるゼリーとが一体的に創作されており、また、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するとともに、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮し、審査官は一の物品と判断する。</u></p> <p>【事例4】「乗用自動車用尾灯」(図略)  ※この自動車用尾灯は、トランクに取り付ける部品と車体に取り付ける部品とで物理的に分離しているものであるが、<u>社会通念上これら2つの部品を一のまとまりとして自動車用尾灯と認識され、かつ、いずれも自動車用尾灯の用途及び機能を果たすために必須のものであるので、審査官は一の物品と判断する。</u></p> <p>【事例5】「湯水混合水栓」(図略)  ※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているが、<u>社会通念上これらの3つの部品が一のまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすために必須のものであることに加え、一のまとまりある造形がなされていることから、審査官は一の物品と判断する。</u></p> <p>【事例6】「歯磨き粉、包装用容器付き歯ブラシ」(図略)  ※歯ブラシに加えて、歯磨き粉及び包装用容器が表されているが、<u>歯磨き粉及び包装用容器は、歯ブラシと社会通念上一体的に流通がなされる得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取扱う。</u></p> <p>【事例7】「詰め合わせクッキー及び食卓用皿入り包装用容器」</p>
--	--	--	---

				(図略) ※複数の構成物が表されているが、 <u>社会通念上一体的に流通がなされる得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取扱う。</u>
24	新規性	<p><b>第Ⅲ部第2章第1節 新規性 2.2.2 類否判断の手法(1)の①又は②</b></p> <p>結論として賛成である。ただし一部の記載について意見を述べる。</p> <p>物品の類否の検討要素について、現行の審査基準では「意匠に係る物品の用途及び機能」と記載しているが、改訂審査基準案では「意匠に係る物品等の用途及び機能」と記載している。これは、「物品」と「建築物」と「画像」が互いに類似する可能性があることを踏まえた記載と理解できる(例えば、物品「組立家屋」と「建築物」が類似と判断され得る)。</p> <p>そうした場合、今回の法改正によって、物品以外のものが意匠登録を受けられることになったことを受けて、上記した「物品」と「建築物」と「画像」が互いに類似する関係になり得ることを、審査基準の総括的な記載において明記してほしい。</p>	御意見を踏まえて、「物品」、「建築物」及び「画像」の各意匠が互いに類似すると判断されることがあり得る旨を明記いたします。	<p><b>第Ⅲ部 第2章 第1節 新規性 2.2.2 類否判断の手法</b></p> <p>意匠は、物品等と形状等が一体不可分のものであるから、対比する両意匠の意匠に係る物品等が同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。</p> <p>したがって、審査官は、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合に限り、両意匠は類似すると判断する。</p> <p><u>なお、物品、画像、建築物の各意匠の間においても、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合は、両意匠は類似すると判断する。</u></p> <p>(後略)</p>
25	創作非容易性	<p><b>第Ⅲ部第2章第2節 創作非容易性</b></p> <p>全体的に読み易く、理解し易い内容になったものと思われることから、結論として賛成であるが、一部記載について意見を述べる。</p> <p>[1] 「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性」との表現について、「当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性」との表現に改めるべきではないか。</p> <p>[2] 4.2.2「軽微な改変の例」における(d)「素材の単純な変更」との表現については「素材それ自体」が意匠の構成要素であるという誤解を招くおそれがあるため、「素材の単純な変更によって生じる形状等の変更」等に改めてほしい。</p>	<p>[1] について</p> <p>現行意匠審査基準においては、新規性要件との混同を避けるため、「新しさ」との記載を用いておりませんでした。判断基準の分かりやすさを重視し、頂いた御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>※上記のほか、その他の該当箇所についても同様に修正。</p> <p>[2] について</p> <p>御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>[3] について</p> <p>御意見を踏まえて、当該事例を修正いたします。</p>	<p><b>第Ⅲ部 第2章 第2節 創作非容易性 3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方</b></p> <p>(中略)</p> <p>ただし、当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には、その点についても考慮して判断する(本節4.3「当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について」参照)。</p> <p>(後略)</p> <p><b>4.2.2 軽微な改変の例</b></p> <p>(中略)</p> <p>(d) 素材の単純な変更によって生じる形状等の変更</p> <p>※ 上記のほか、その他の該当箇所についても同様に修正</p> <p><b>6.1 置き換えの意匠</b></p> <p>【事例1】「なべ」</p> <p>公知のなべの蓋を、ほとんどそのまま他のなべ用蓋に置き換えて表したにすぎない意匠</p>

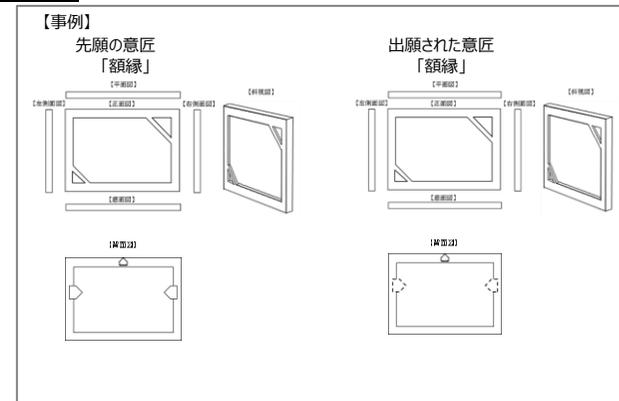
		<p>[3] 6. 「創作容易な意匠の事例」について          6. 1 「置き換えの意匠」【事例1】          出願意匠の蓋部の記載が、公知意匠「片手なべ」を線図として表したものは分かり難いため、より明確な表現で示すことが望ましい。</p>		
26	先願	<p><b>第Ⅲ部第5章 先願</b>          結論として賛成であるが、一部記載について意見を述べる。          ①「部分意匠」の文言が削除されたことについて          今回の改訂に当って、審査基準案全体から「部分意匠」の文言が削除されているが、かえって読みづらくなっており、現行の審査基準のように「部分意匠」の文言を用いることを求める。具体的には、審査基準中「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」としている箇所を「部分意匠」に置き換えるべきではないか。          「部分意匠」を用いることが難しい場合は、代替案として、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする部分」を「」で括ってはどうか。          ②2. 3 (4)「拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願」について          審査基準案の2. 2 (2)に該当する場合は除かれることを明記すべきである（意匠法第9条第3項但書）。          ③具体的事例の欠如について          現行の審査基準に記載されている、カメラの部分意匠同士の類似例や、額縁の全体意匠と部分意匠の類似例が削除されており、具体的</p>	<p>①について          改訂意匠審査基準案において、「部分意匠」の記載を「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」と改めているのは、ご理解のとおり、意匠登録願の様式から【部分意匠】の欄がなくなったことに伴うものです。          御意見を踏まえ、第Ⅲ部第5章において、ご提案のように、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」として括弧を付し、読みやすくいたします。          ②について          御意見のとおり、記載を追加し、明確化いたします。          ③について          御意見のとおり、具体的事例を追加いたします。</p>	<p><b>第Ⅲ部 第5章 先願</b>          章内全ての“物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠”に括弧「」を追加</p> <p><b>第Ⅲ部 第5章 先願</b>  <b>2.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型</b>          以下のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定の適用について先願の意匠登録出願と取り扱う。          (1) 設定の登録がなされた意匠登録出願          (2) 同日に出願された同一又は類似する意匠について、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願</p> <p><b>2.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型</b>          以下の(1)から(4)のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。          (1) 放棄された意匠登録出願          (2) 取り下げられた意匠登録出願（注）          (3) 却下された意匠登録出願          (4) 拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願  <u>ただし、2.2 (2)の意匠登録出願を除く。</u>          (中略)</p> <p><b>3.2.2 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例</b></p>

事例が一つもなくなっている。すべて、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」に集約されてしまったものと思われる。  
 しかし、審査においてどのように類否判断されているかを理解する上で、具体的事例の記載は不可欠であるため、「先願」においても具体的事例を掲載すべきである。特に、全体意匠と部分意匠の類否判断については、2019年5月1日から運用が開始されたばかりであり、具体的事例を幾つか掲載することが望ましい。審査基準に掲載することが難しい場合は、審査便覧又はQ&A集において掲載することを希望する。

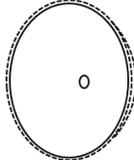
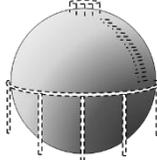


なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

### 3.3.2 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る全体意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意

				<p>匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。</p>
27	不登録事由	<p><b>第Ⅲ部第6章 意匠登録を受けることができない意匠</b>  結論として賛成であるが、以下の点について検討してほしい。</p> <p>① 3. 4（1）の事例2、及び建築物の意匠の5. 1でガスタンクが例示されているが、ガスタンクの意匠登録の可否に疑義を生じるおそれがあるため、説明を追加すべき。建築物の意匠の6. 2. 5（2）の「①ガスタンクとホテル」の例も同様。</p> <p>② 3. 4（3）【事例2】の、「公的な標準化機関により規格化表示のみを、」の語が分かり難いため、修正していただきたい。</p>	<p>①及び②について  御意見を踏まえて、右記のとおり修正いたします。</p> <p>なお、建築物の意匠の5. 1及び6. 2. 5（2）のガスタンクの例については、登録できないものの例ではないことから、そのままさせていただきます。</p>	<p><b>第Ⅲ部 第6章 意匠登録を受けることができない意匠</b>  <b>3.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状、若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠</b>  （中略）  （1）物品の機能を確保するため又は建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる意匠  【事例1】物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる「パラボラアンテナ」の内面側部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠</p>  <p>【事例2】建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる「ガスタンク」の球形状の本体部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠</p>  <p>（中略）  （3）画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠  （中略）  【事例2】公的な標準化機関により規格化された表示のみを、意匠登録を受けようとする部分とした「自動車用状態表示画像」の意匠</p>

（了）